ACSES ニュースレター_２４０２号（2022 年 10 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇秋田市の２つの木材加工工場で火災 消火活動中けが人情報なし〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
・スプレー噴射容疑で女逮捕、埼玉　「イオンモール羽生」〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果〈総務省消防庁〉
・11 月２日に緊急地震速報の訓練を行います～訓練参加機関をお知らせします～〈総務省消防庁〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介
◇化学物質管理にかかる改正労働安全衛生法令の紹介動画公開〈労働安全衛生総合研究所〉
[4] 食品安全衛生関係
◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 151 号）〈官報〉
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 318 号）〈官報〉
◇食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（厚生労働省告示第 319 号）〈官報〉
◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇日本語版コーデックス規格　（令和 4 年 10 月 19 日更新）〈厚生労働省・農林水産省・内閣府消費者庁〉
[5] 温暖化対策関係
◇猛暑や熱波の死者、7 割増　約 20 年間で、気候変動〈Web 報道〉
◇「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」及び官民連携協議会を新たに立ち上げました〈環境省〉
◇お店で見つけて！温室効果ガス削減の「見える化」ラベル～新米、トマト、キュウリがお目見えします～〈農林水産省〉
[6] 関連資格試験
◇令和四年度の衛生管理者試験の実施に関する公示（国土交通省）〈官報〉
[7] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　１件
[8] その他省庁発表　　８件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　10 件　　[開催記録、報告、資料等]　２件

狐の孫（キツネノマゴ）

[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件
[付録]
◇麻薬かお茶か、法廷論争に　“究極のドラッグ”ＤＭＴ、その作用とは<Web 報道>
◇高等学校等のイベントでの使用を目的として注文されるクラスＴシャツ等について、納品の遅延を発生させている事業者に関する注意喚起<消費者庁>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇秋田市の２つの木材加工工場で火災 消火活動中けが人情報なし
＜NHK　2022 年 10 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/akita/20221027/6010015784.html
２７日、秋田市の秋田港の近くにある２つの木材加工工場から火災が発生し、いずれの火災も現在、消火活動が行われています。
今のところけが人などの情報はないということです。
警察によりますと、２７日午前１０時半ごろ、秋田市向浜１丁目にある「秋田プライウッド向浜工場」の従業員から、「工場内のサイロの中の木材チップが燃えているようだ」と消防に通報がありました。
消防がかけつけたところ、煙が出ているのが確認されたということで、消防による消火活動が現在も続いています。
警察と消防によりますと、この火災によるけが人はいないということです。
また、き２７日午後２時すぎには「秋田プライウッド向浜工場」から北西におよそ５００メートル離れた「新秋木工業」の従業員から「建物から黒い煙があがっている」と通報がありました。
警察によりますと、合板工場から出火し、消防が消火活動にあたっていますが、今も燃え続けていて、黒い煙が立ち上っています。
消防によりますと、鎮火のめどは立っていないということです。
また、警察によりますと、火災が起きたとき、工場には従業員などおよそ１００人がいましたが、全員避難し今のところ、けが人などの情報はないということです。
警察は、この２つの火災についていまのところ関連はないとみています。
警察や消防では、いずれの火災も、火が消えるのを待ってから原因などを詳しく調べることにしています。

◇***その他の事故、事件***

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030700/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221027_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：70 件
うち重大事故等として通知された事案：14 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030699/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221027_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：７件

(2)事故情報(食中毒情報)：６件

2.リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：39件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：４件

◇*事故、事件の続報*

・スプレー噴射容疑で女逮捕、埼玉　「イオンモール羽生」

＜共同通信　2022年10月25日＞　https://nordot.app/957625046067019776?c=39546741839462401

埼玉県羽生市の「イオンモール羽生」で23日夜、買い物客の30代女性にスプレーを噴射し軽傷を負わせたとして、県警は25日、傷害容疑で行田市の自称飲食店従業員赤羽純依容疑者（28）を逮捕した。「スプレーをかけたことは間違いないが、けがを負わせたことは分かりません」と話している。

逮捕容疑は23日午後7時15分ごろ、群馬県の女性にスプレーを噴射し、喉などにやけどの軽傷を負わせた疑い。

付近にいた女性の30代の夫と10代の息子2人を含む計7人が目や喉の痛みを訴えて搬送された。

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

＜総務省消防庁　2022年10月26日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221026_bousai_1.pdf

消防庁では、防災拠点となる公共施設等の耐震化状況について調査を実施し、この度、令和３年10月１日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

調査結果の概要

○ 耐震性が確保されている※防災拠点となる公共施設等の割合は、昨年度から 0.5 ポイント上昇し、95.6%となった。

○ 災害対策本部設置庁舎の耐震率は市町村で 4.4 ポイント上昇し 88.3%となった。また、同庁舎又は災害対策本部の代替庁舎が耐震化されている市町村の割合は 0.5 ポイント上昇し 99.1%となった。

○ 耐震率は着実に上昇しているものの、災害時の業務継続性確保の観点から、未耐震となっている防災拠点となる公共施設等の耐震化に早急に取り組む必要がある。

※ 本調査において「耐震性が確保されている」とは、昭和56 年の建築基準法改正に伴い導入された現行の耐震基準を満たすことをいいます。

１ 調査対象等

(1) 調査対象

都道府県及び市町村が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等：184,327 棟

(2) 調査内容

・都道府県及び市町村が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等の耐震状況

・災害対策本部設置庁舎及び代替庁舎の耐震状況 等

(3) 耐震化推進の根拠となる計画

次のとおり。

【防災基本計画（令和４年６月 中央防災会議）（抄）】

第２編第１章第１節 ２災害につよいまちづくり (2) 建築物の安全化

○ 国、地方公共団体及び施設管理者は、地下街、劇場、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、地震、津波、風水害、火山災害及び雪害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

第３編第１章第２節 ３地震に強いまちづくり (2) 建築物の安全化

○ 国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

２　耐震率の推移
３　耐震性有無の内訳
４　施設区分別耐震率
５　災害対策本部が設置される庁舎及び代替庁舎の耐震状況
（１）都道府県
（２）市町村
図：省略

６　消防庁の対応
本日、地方公共団体に対し、以下の取組等を進めるよう、資料１の通知を発出。
○ 防災拠点となる公共施設等について、耐震化に係る更なる取組の推進を図ること。
特に、消防本部・消防署所や災害対策本部設置庁舎について、地方公共団体の業務継続性確保の観点から、速やかに耐震化に取り組むこと。
○ 耐震化に係る費用には緊急防災・減災事業債の充当が可能であること。
さらに、新たに地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて災害対策本部等を整備する場合、当該整備に要する費用にも同事業債の充当が可能となったことから、その活用も検討し、早急かつ計画的に耐震化に取り組むこと。
※ 調査結果の詳細（都道府県、施設区分別の状況）については、資料２のとおり。

・11 月２日に緊急地震速報の訓練を行います
～訓練参加機関をお知らせします～
＜総務省消防庁　2022 年 10 月 26 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221026_bousai_2.pdf
11 月５日は「津波防災の日」・「世界津波の日」です。この取組の一環として、令和４年 11 月２日(水)に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

１．訓練参加機関
緊急地震速報の訓練を実施する予定の機関等は次のとおりです。
（１）地方公共団体 全都道府県（47 団体）及び市区町村（1,740 団体）
このうち行動訓練や情報伝達訓練を実施する団体 885 団体
885 団体のうち住民参加型の訓練を実施する団体 145 団体
※　詳細は別紙１を御参照ください。
（２）国の機関 中央省庁 24 府省庁
地方支分部局等 655 組織
（３）緊急地震速報の訓練報を配信する事業者 15 事業者
（４）民間企業、各種団体等 756 か所
２．訓練に関する留意事項
○気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報（以下「訓練報」といいます。）の配信を急遽中止する場合があります。なお、中止を決定した場合には、速やかに気象庁ホームページ等でお知らせします。
○気象庁からの訓練報を利用しない機関では、10 時 00 分頃以外の任意の時間に訓練が実施される場合があります。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]

◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の罹患後症状について
＜厚生労働省　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_brq0MqgDAIhASBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年 10 月 27 日版）
＜厚生労働省　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3ZrK8OqALCIBIoBY
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=AeT5uVE4kiIalhuTY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=tVBNDeWMJpauIq4nY

◇マスコミ報道
・国内感染、新たに４万８６７０人　前週比５４００人増―新型コロナ
＜時事ドットコム　2022 年 10 月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022102500873&g=soc

・「８波の可能性、非常に高い」　コロナ感染者増加傾向―厚労省助言組織
＜時事ドットコム　2022 年 10 月 20 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022102001132&g=soc
　新型コロナウイルス対策を助言する厚生労働省の専門家組織の会合が２０日開かれ、全国の感染者が増加傾向にあることや海外の感染状況を踏まえ、「第８波の流行が起こる可能性は非常に高い」とする専門家有志らの予測が示された。日本は海外と比べ人口当たりの感染者の割合が低く、自然感染による免疫が弱いことが今後の流行傾向に影響する可能性があるとしている。
　会合では、座長の脇田隆字・国立感染症研究所長らが今後の感染見通しを分析した資料を提示。ワクチン接種から時間が経過して免疫が低下することが「第８波の流行リスクに影響する可能性が考えられる」とし、接種のさらなる促進を求めた。
　１９日までの１週間に確認された新規感染者数はほぼ全ての地域で増加し、前週比１．３５倍と８週間ぶりに増加に転じた。専門家組織は、全国の感染状況について「今後の増加速度および増加が継続するか注視する必要がある」との見解をまとめた。

・オミクロン株の新たな変異ウイルス「XBB」東京都内で初確認
＜NHK　2022 年 10 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221028/k10013872681000.html
東京都は 27 日、「XBB」と呼ばれるタイプの新型コロナのオミクロン株の新たな変異ウイルスが、都内で初めて確認されたと発表しました。
都は 27 日、モニタリング会議で新型コロナのオミクロン株のうちの複数のタイプのウイルスが組み合わさった「XBB」と呼ばれるタイプの新たな変異ウイルスが 6 件確認されたと発表しました。
都によりますと「XBB」は 10 月 17 日時点で検疫で 7 件検出されていましたが、都内での確認は初めてだということです。
「XBB」はシンガポールなどで感染が広がっているウイルスで、シンガポールでは先月中旬には感染者全体の 17.3%だったのが、10 月中旬には 60.7%を占めているということです。
一方、重症度については現時点で分かっていないということです。
都内の変異株の発生状況を調べる東京 iCDC の賀来満夫所長は「シンガポールなどで局所的に増加しているものの、世界的に優勢となる兆候は見られず、引き続き国内外での動向を注視する必要がある」と話していました。

[対策・予防]
◇省庁発表
・第 103 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和 4 年 10 月 20 日）を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 10 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3ZohPry1De4LxUBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ESRI Discussion Paper No.371「政府等への信頼が促進するワクチン接種」
＜内閣府　2022 年 10 月 26 日＞
https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/archive/e_dis/2022/e_dis371.html

・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 10 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C-7xEdoKW33erNCZY
令和４年 10 月 19 日時点
飲食店やイベント主催者、職場等においては、一定の条件下で、医薬品卸売業者等から、抗原定性検査キットを直接入手できるという取扱いをお示ししているところです。
今般、以下リンクに一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等のリストを相談可能な方法（インターネット、メールアドレス、電話等）を含め掲載しましたので、ご参考にしてください。必ずしも以下リンクに掲載している医薬品卸売業者から購入しなければならない訳ではありません。
なお、一般事業者が医薬品卸売業者等から抗原定性検査キットを購入する場合には、一定の条件を満たした上で、所定の確認書を医薬品卸売業者等に対して提出する必要があります。購入に当たっては、＜参考＞欄に掲載した各事務連絡の内容をご確認いただくとともに、確認書に必要事項を記載し、医薬品卸売業者等に提出いただくようお願いします。
医薬品卸売業者等におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の中、医療用の抗原定性検査簡易キットを含めた医薬品等について、医療機関等への安定的な供給を確保することを前提にメーカーから仕入れを行っているところです。今回の措置に基づき一般の事業者からキットの求めがあった際、場合によっては、医療機関等への安定的な供給を確保するために必要な対応を行うこともありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
＜一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等＞　(107 社、524 事業所)

・４歳以下ワクチンの接種開始　３回で効果、努力義務も―新型コロナ
＜共同通信　2022 年 10 月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022102500129&g=soc

・「第８波」800 万人感染の試算 ワクチン接種で３割減も 西浦教授
＜NHK　2022 年 10 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221027/k10013872171000.html

◇小中学生の不登校 昨年度 24 万人で過去最多 コロナ禍が影響か
＜NHK　2022 年 10 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221027/k10013872111000.html

◇コロナ　治ったはずなのに
コロナ後遺症は遅れてやってきた 18 歳男性は感染３か月後に…
＜NHK　2022 年 10 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221027/k10013869351000.html
---

◇マスク拒否の男に懲役４年求刑　機内で元大学職員―大阪地裁
＜時事通信　2022 年 10 月 26 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2838481?free=1
関西空港行きのピーチ・アビエーションの機内でマスク着用を拒否して客室乗務員らとトラブルとなり、運航を妨げたなどとして、威力業務妨害や傷害などの罪に問われた元大学職員奥野淳也被告（３６）の公判が２６日、大阪地裁（大寄淳裁判長）であり、検察側は懲役４年を求刑した。
弁護側の最終弁論も行われ、結審する見通し。
被告は「健康上の理由でマスクができない人もいる」と無罪を主張している。
起訴状によると、奥野被告は２０２０年９月、マスクを着用せずに釧路空港発のピーチ機に搭乗。客室乗務員の腕をねじって負傷させ、機体を新潟空港に臨時着陸させてピーチ社の業務を妨害したとされる。

****

[3] ***職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介***

◇化学物質管理にかかる改正労働安全衛生法令の紹介動画公開

＜労働安全衛生総合研究所(JNIOSH)　2022年10月14日＞

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

・令和4年5月31日公布　改正労働安全衛生法令について

・職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

（労働安全衛生法施行令改正に伴い労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付義務対象物質リスト（R03）（令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行）を更新）

****

[4] ***食品安全衛生関係***

◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第151号）

［官報］　令和４年10月26日　本紙　第229号　1～2頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221026/20221026g00229/20221026g002290001f.html

○厚生労働省令第151号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年10月26日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第一（第十二条関係） 一～二百八　（略） 二百九　Ｌ－酒石酸カルシウム（別名ｄ－酒石酸カルシウム） 二百十～四百七十四　（略）	別表第一（第十二条関係） 一～二百八　（略） （新設） 二百九～四百七十三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第318号）

［官報］　令和４年10月26日　本紙　第229号　6～34頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221026/20221026g00229/20221026g002290006f.html

○厚生労働省告示第318号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、その他のスパイス（根又は根茎に限る。）、その他のスパイス及び乳に残留するアフィドピロペンの量の限度、とうもろこし、えんどう、そら豆、その他の豆類、だいこん類の根、クランベリー及び乳に残留するシアントラニリフロールの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チングンサイ、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロ

ン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、はうれんそう、たけのこ、オクラ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいだけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、その他のハーブ、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するシフルトリンの量の限度、とうもろこし、さといも類、ブロッコリー及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するテトラニリフロールの量の限度、やまいも、だいこん類の根及び大豆油に残留するピコキシストロビンの量の限度並びにてんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ブロッコリー、レタス、ねぎ、わけぎ、にんじん、セロリ、その他のせり科野菜、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、その他のきのこ類、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ぶどう及び綿実に残留するフルフェノクスロンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和４年10月26日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
第１　食品 　Ａ　食品一般の成分規格 　　１～５　（略） 　　６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⒂までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 　　⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度 *―改正された「食品に残留する農薬等の成分である物質」の名称のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―* 　　アフィドピロペン 　　アンピシリン 　　シアントラニリブロール 　　シフルトリン 　　テトラニリフロール 　　バシトラシン 　　ピコキシストロビン 　　フェノキシメチルペニシリン　（新設） 　　フルフェノクスロン 　　ペンシクロン

ルバベグロン　(新設)

⑵～⒂　(略)

７　６に定めるもののほか、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑹までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―改正された「食品に残留する農薬等の成分である物質」の名称のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

(削除)　アンピシリン

(削除)　シフルトリン

(削除)　バシトラシン

(削除)　フェノキシメチルペニシリン

⑵～⑹　(略)

8～12　(略)

Ｂ～Ｄ　(略)

第２　添加物

Ａ～Ｃ　(略)

Ｄ　成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。遺伝子組換えに係る審査を受けた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

―改正された「添加物」の名称のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

(略)

Ｌ一酒石酸カリウム

Dipotassium L-Tartrate

ｊ一酒石酸カリウム

(略)

<u>Ｌ一酒石酸カルシウム</u>　(新設)

<u>Calcium L-Tartrate</u>　(新設)

<u>ｊ一酒石酸カルシウム</u>　(新設)

Ｅ　(略)

Ｆ　使用基準

(略)

Ｌ一酒石酸カリウム

(略)

<u>Ｌ一酒石酸カルシウム</u>　(新設)

フェロシアン化カリウム

(略)

◇<u>食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（厚生労働省告示第 319 号）</u>

［官報］　令和４年 10 月 26 日　本紙　第 229 号　34 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221026/20221026g00229/20221026g002290034f.html

○厚生労働省告示第 319 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第三項の規定に基づき、食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成十七年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和 4 年 10 月 26 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。 一～五　　（略） 六　アブシジン酸 七～七十六　（略）	食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。 一～五　　（略） （新設） 六～七十五　（略）

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 320 号)

［官報］　令和 4 年 10 月 28 日　本紙　第 846 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221027/20221027h00846/20221027h008460002f.html

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物

品種又は品目：シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ

◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)＞　http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/chemical/index-topics.html

「食品安全情報」(隔週刊)からトピックス抜粋の以下の項目が更新された。

○カドミウムについて（2022 年 10 月更新）
○鉛について（2022 年 10 月更新）
○魚中のメチル水銀について（2022 年 10 月更新）
○ヒ素について（2022 年 10 月更新）
○硝酸塩/亜硝酸塩について（2022 年 10 月更新）
○パーフルオロアルキル化合物について（2022 年 10 月更新）
○トランス脂肪酸について（2022 年 10 月更新）
○クロロプロパノール類及びそのエステル類、
　グリシドールエステル類について（2022 年 10 月更新）
○カフェインについて（2022 年 10 月更新）
○グリホサートについて（2015 年 IARC 評価関連）／（2022 年 10 月更新）
○ビスフェノール A について（2022 年 10 月更新）

◇日本語版コーデックス規格　（令和 4 年 10 月 19 日更新）

＜厚生労働省・農林水産省・内閣府消費者庁　2022 年 10 月 19 日＞

https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇猛暑や熱波の死者、7 割増　約 20 年間で、気候変動

＜共同通信　2022 年 10 月 26 日＞　https://nordot.app/957768613648465920?c=39546741839462401

猛暑や熱波など極端な高温による死者が約 20 年間で 7 割増えたり食料不足が深刻になったりして、気候変動が人の健康に重大な被害を及ぼしているとの分析を、世界保健機関（WHO）などの国際研究チームが 25 日付英医学誌ランセットに発表した。

11 月 6 日に開幕する国連気候変動枠組み条約第 27 回締約国会議（COP27）を前にした分析。各国や企業が「健康よりも化石燃料の使用を優先させている」と批判し、再生可能エネルギーへの転換を求めた。

チームは猛暑などが引き起こす健康被害を分析。2021 年までの 5 年間の熱関連死は、04 年までの 5 年間と比べ 68%増加したことが分かった。

◇「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」及び官民連携協議会を新たに立ち上げました

＜環境省　2022 年 10 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00736.html

---

◇お店で見つけて！温室効果ガス削減の「見える化」ラベル

～新米、トマト、キュウリがお目見えします～

＜農林水産省　2022 年 10 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/221026.html

****

[6] ***関連資格試験***

◇令和四年度の衛生管理者試験の実施に関する公示（国土交通省）

［官報］　令和 4 年 10 月 28 日　号外　第 230 号　21 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221028/20221028g00231/20221028g002310021f.html

令和４年度の衛生管理者試験の実施に関する公示

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和 37 年運輸省令第 43 号）第 11 条の規定に基づき、令和４年度の衛生管理者試験の実施について次のとおり公示する。

令和 4 年 10 月 28 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

１．試験を行う日時、試験地及び試験会場

日　時	試験地	試験会場
令和４年 12 月５日（月） 午前９時～午後４時 30 分	神戸市	神戸運輸監理部 （神戸市中央区波止場町１－１神戸第二地方合同庁舎）

２．受験資格　試験日において、年齢 20 年以上の者とする。

３．試験の種類及び科目　試験は、筆記試験及び実技試験とし、それぞれ次に掲げる科目について行う。

（筆記試験）

労働生理、船内衛生、食品衛生、疾病予防、保健指導、薬物及び労働衛生法規

（実技試験）

救急処置及び看護法

４．受験申請方法　衛生管理者試験受験申請書に必要事項を記入し、写真（申請前１年以内に撮影した正面、脱帽、上半身、縦 5cm、横４ｃｍのもの。裏面に氏名を必ず記載すること。）１葉及び手数料 5,400 円に相当する収入印紙を貼り付けた上、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（申請前１年以内に作成されたもの。）を添えて、下記５．の提出先に提出すること。

なお、郵送により申請する場合は、書留郵便にて送付すること。また、受験票を郵送するので、定形郵便用サイズで宛先を記載した返信用封筒及び郵便切手 404 円分を同封すること。

５．提出先　神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課

（神戸市中央区波止場町１－１　神戸第二地方合同庁舎）

６．受付期間　令和４年 10 月 28 日（金）から令和４年 11 月 25 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

なお、郵送による申請の場合は、令和４年 11 月 21 日（月）の消印のあるものまで有効とする。

７．合格者の発表日時及び場所　合格者の発表は、令和５年１月 20 日（金）午前 10 時に国土交通省海事局及び神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課において発表する。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（案）」に関する意見募集について
＜厚生労働省　2022 年 10 月 21 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220199&Mode=0
****

[8] *その他省庁発表*

◇令和５年度の少量新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程（お知らせ）を公表しました。
＜経済産業省　2022 年 10 月 20 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R5shoryonittei.pdf
＜環境省　2022 年 10 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/content/000082260.pdf
----
◇令和５年度の低生産量新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程（お知らせ）を公表しました。
＜経済産業省　2022 年 10 月 20 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R5teiseisannittei.pdf
＜環境省　2022 年 10 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/content/000082468.pdf
----
◇令和５年度 電子情報処理組織使用開始申出に係る日程について（お知らせ）
＜経済産業省　2022 年 10 月 20 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R5codenittei.pdf
---

◇種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産省告示第 1698～1727 号）
　　［官報］　令和４年 10 月 28 日　号外　第 230 号　34～42 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20221027/20221027g00230/20221027g002300034f.html
---

◇令和４年度の医師臨床研修マッチング結果をお知らせします
＜厚生労働省　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3zonZ4_mTPzESMNNY
医師臨床研修マッチング協議会が実施した令和４年度(令和５年度研修開始)の医師臨床研修マッチングにより、臨床研修を受けようとする者（医学生等）と臨床研修を行う病院の組み合わせが、このほど決定し、医師臨床研修マッチング協議会より情報提供がありましたので、お知らせします。
医師臨床研修マッチングは、平成 16 年度に医師の臨床研修が義務化されたことに合わせ導入され、臨床研修を受けようとする者（医学生等）と臨床研修を行う病院の研修プログラムを、お互いの希望を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従って、コンピュータにより組み合わせを決定するシステムです。臨床研修を行う病院等の団体で構成される医師臨床研修マッチング協議会により行われています。
■詳細は以下をご参照下さい。
研修医マッチングの結果
医師臨床研修マッチング協議会から情報提供された資料
　１．令和４年度結果
　２．自大学出身者の比率
　３．プログラム毎のマッチ率

◇令和５年度からの私立大学等の収容定員の増加等に係る学則変更について（答申）（令和４年 10 月分）
＜文部科学省　2022 年 10 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aglGac86oWv7fnbG

◇令和５年度開設予定の学部等の設置等に係る答申について（令和４年10月分）
＜文部科学省　2022年10月26日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aglGac86oWv7fnbH

◇令和５年度からの私立大学医学部の収容定員の増加に係る学則変更について（答申）
＜文部科学省　2022年10月26日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aglGac86oWv7fnbI

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第181 回）の開催について　　11月４日
＜内閣府　2022年10月27日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_181.html
（１）対象外物質（次硝酸ビスマス）の食品健康影響評価について
（２）動物用医薬品（次硝酸ビスマスを有効成分とする牛の乳房注入剤（オルベシール））の食品健康影響評価について
（３）動物用医薬品（マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル））の食品健康影響評価について
（４）その他
・令和４年度健康危機における保健活動会議　資料　　11月１日
＜厚生労働省　2022年10月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_bpCcISQ2XGtMWBY
・「令和４年度健康危機における保健活動推進会議 」開催案内　　11月１日
＜厚生労働省　2022年10月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r0pVtX6u_9l6CHg9Y
・産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会　自動車リサイクルWG　中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議（第57回）の開催について　　11月７日
＜環境省　2022年10月26日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00751.html
＜経済産業省　2022年10月26日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47768
（１）　自動車リサイクル法の施行状況について
（２）　自動車リサイクル制度をめぐる各種取組状況について
（３）　その他
・「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー・大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議（第17回）　　10月28日
＜経済産業省　2022年10月26日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47848
「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」
・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会（第37回）
11月２日
＜経済産業省　2022年10月26日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47868
1. 改正省エネ法の施行に向けて
2. 今後の省エネルギー政策
・第６回　総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　原子力小委員会　革新炉ワーキンググループ
11月２日
＜経済産業省　2022年10月27日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47886
革新炉開発について

・「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について　　10 月 27 日
＜農林水産省　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221027_7.html
・モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会（第５回）の開催について　　11 月 7 日
＜文部科学省　2022 年 10 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aglGac86oWv7fnbF
（1）モデル・コア・カリキュラム改訂について　（2）その他
・学術分科会（第 86 回）の開催について　　11 月 9 日
＜文部科学省　2022 年 10 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aglGac86oWv7fnbK
1. 令和５年度概算要求について
2. 第 11 期学術分科会の調査審議の現状について意見交換
3. 今後の学術研究の推進について意見交換

[開催記録、報告、資料等]
・健康危機における保健活動推進会議
＜厚生労働省　2022 年 10 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1TAvzwTUhaMAcgFHY
・医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会　　10 月 27 日
＜厚生労働省　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C-7zs1symCgQnBaZY
１．シンクタンク等からのヒアリング
２．その他
****

[10] ***その他***
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
＜農林水産省　2022 年 10 月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221028.html
****

[付録]
◇麻薬かお茶か、法廷論争に　“究極のドラッグ”ＤＭＴ、その作用とは
＜共同通信　2022 年 10 月 20 日＞　https://nordot.app/688983806977508449?c=39546741839462401
幻覚物質ＤＭＴをご存じだろうか。強烈な幻覚作用を持つことから究極のドラッグとも呼ばれ、海外では宗教儀礼や精神疾患の治療に用いられている地域もある。日本では長らく摘発されてこなかったが今年、ＤＭＴ入りの茶を販売した男性が麻薬取締法違反容疑で逮捕された。しかし茶の原料はありふれた植物であり、裁判で弁護側が「販売したのは茶にすぎない」と無罪を主張し、法廷論争になっている。

▽違法性めぐり真っ向対立

逮捕された青井硝子＝本名・藤田拓朗＝被告（３４）は、雑草を吸ってストレス解消を目指す著書『雑草で酔う』(彩図社) で知られる。青井氏はこれまで約３年にわたり、自身が主宰するウェブサイト「薬草協会」を通じ、幻覚物質ジメチルトリプタミン（ＤＭＴ）を含有する樹木アカシアコンフサ（和名ソウシジュ）の飲用粉末（通称「アカシア茶」）を販売してきた。

事件のあらましはこうだ。京都府内の男子学生が昨年７月、青井氏からアカシア茶を購入した。粉末を煮出してＤＭＴ入りの茶を作って飲んだところ、意識がもうろうとなって病院に搬送。尿検査でＤＭＴが検出されたことから警察に摘発された。その後、京都府警と厚生労働省の近畿厚生局麻薬取締部は今年３月３日、学生の麻薬摂取をほう助した疑いがあるとして青井氏を麻薬取締法違反容疑で逮捕。ＤＭＴを巡る摘発は全国初とみられている。なお、男子学生は事前に大量の風邪薬を服用していたことが判明しており、体調不良とＤＭＴ摂取との因果関係ははっきりとしていない。

捜査機関は約３カ月間、警察署の留置場で勾留し、ＤＭＴ含有茶の所持や施用など同様の容疑で計７回起訴。青井氏は６月１０日に一度保釈されたが、７日後に再逮捕された。留置場に引き戻されることになったが、同月３０日、再び保釈されて現在は自由の身だ。

事件の公判は６月から京都地裁で開始。弁護側と検察側は茶の違法性を巡って真っ向から対立している。

▽茶＝ＤＭＴ含む水溶液？

麻薬取締法はＤＭＴを「麻薬」として規制しているが、実は、法的に「麻薬原料植物」と定められていない一般の植物については、たとえ麻薬成分を含んでいても規制対象とはしていない。今回問題となった原料のアカシアコンフサも、「麻薬原料植物」からは除外されている植物だ。事実、沖縄県などでは広く自生し、染料としても用いられている。加えて、ＤＭＴ自体も人間の血液や尿、レモンやオレンジなど自然界に広く存在している。

そのため青井氏は「アカシア茶は植物であって、法律上の麻薬には当たらない」として無罪を主張。弁護人の喜久山大貴弁護士も①「植物片を水に付けて茶にしても化学的変化が加えられるわけではないし、ＤＭＴの結晶そのものになるわけでもない。これでは自生する植物の所持や利用を禁止しているに等しい」②「ＤＭＴは人間の血液など自然界に遍在しているため、アカシア茶のみを麻薬と見なすことは不合理だ。どんな行為が犯罪に当たるかをあらかじめ明確にしておくよう憲法が規定する『罪刑法定主義』にも反している」③「国連の国際麻薬統制委員会の見解では、アヤワスカなどＤＭＴを含む植物やその加工品は規制対象とされていない」と法廷で徹底抗戦の論陣を張った。

一方、検察側は「アカシア茶はＤＭＴを含有する水溶液であり、水溶液は植物でないから麻薬だ」と反論していたが、７月の公判で裁判長が「反論は弁護側の主張とかみ合っていない」と批判。９月の公判でも「アカシア茶は植物からＤＭＴを分離し抽出した液体であり、植物ではないことは健全な社会常識によって明らかだ」と“常識”を持ち出して再反論するにとどまっていた。

その間、傍聴者は回を追って増え、１０月の公判では法廷が大法廷に変更。そこで検察側は詳細な意見書を提出し、①「国際条約の定義上、麻薬の『製造』には化学的合成が必須の要件ではない」②「アカシア茶はＤＭＴを体内に取り込み、その薬効を享受するために作られるもので、ＤＭＴを含有する柑橘類や尿などとは質的に明らかに異なっているから、罪刑法定主義には反していない」③「国際麻薬統制委員会の見解は国際的現状を記載したものに過ぎず、法的拘束力はない」などと反論した。

▽究極のドラッグ「アヤワスカ」

日本ではなじみのないＤＭＴだが、ペルーではＤＭＴ含有のツル植物からなる幻覚性の飲料「アヤワスカ（Ayahuasca）」が、先住民の宗教儀礼などで伝統的に用いられてきた。現在は南米を中心に精神疾患や薬物依存症の治療にも活用されており、ペルー政府はアヤワスカを国家文化遺産に指定している。

先住民の言語ケチュア語で「魂のツル植物」を意味するアヤワスカは、コロンビアでは「ヤーヘ（Yage）」とも呼ばれ、とりわけ強烈な幻覚作用を持つことで知られてきた。米国の作家ウィリアム・バロウズは、自身の麻薬常用の日々をつづった自伝的小説『ジャンキー』（１９５３年）の終盤、ヤーヘを求めて南米へと渡る決意を語りつつ、“Yage may be the final fix”との一文で作品を終えている。“the final fix”とは最後の、または究極の薬物といった意味だ。元ビートルズのポール・マッカートニーさんもかつてＤＭＴを使用して「神を見た」と新聞のインタビューで打ち明けている。

南米以外の地域では、アヤワスカの原料とは別のＤＭＴ含有植物を使って類似の幻覚飲料が作られることがあり、それらは「アヤワスカ・アナログ」と呼ばれる。青井氏が販売していたアカシア茶もその一種だ。

ＤＭＴ自体は現在、多くの国で規制されている一方、上述したように国連の国際麻薬統制委員会はＤＭＴを含む植物や茶を規制対象とはしていない。加えて、日本ではこれまでブラジルの新興宗教サント・ダイミ教の信者が「ダイミ茶」なるアヤワスカ・アナログを集団で飲用していたことが行政や捜査機関の間で知られていたものの、喜久山弁護士によると、摘発まで至った事例はない。

ダイミ茶は、１６人もの犠牲者を出した２００８年の大阪・難波の個室ビデオ店放火殺人事件で逮捕された男が、事件半日前に奈良県内で信者と飲用していたことで話題となった。幻覚作用は２時間しか続かず、事件には影響しないと結論付けられたが、男は捜査段階で「茶を飲んで気分が高ぶって涙が出た」と供述していた。

この事件を受け、厚労省は「ダイミ茶を飲んだりすることがないようにして下さい」とウェブサイト上で注意喚起したが、それ以上の対応は取っておらず、喜久山弁護士は今回の逮捕を問題視し、「厚労省はいつのまに法解釈を改めたのか」と批判している。

▽「飲んで人生観変わった」体験者は語る

麻薬かどうかが争われているアカシア茶だが、実際に飲用するとどうなるのだろうか。関係者によると、今回アカシア茶を飲んで摘発された男子学生は、過去に「社交不安障害」の診断を受け、中学時代から不登校で過ご

していた。友人と自殺する計画を立て、「死ぬ前に試してみよう」と思ってアカシア茶を購入したと捜査機関の取り調べで供述した。

友人とアカシア茶を飲むと、味は「生の木を食べているよう」な、食べ物とは思えないまずさで、トイレに行って吐いた。頭がクラクラし、目をつむると「万華鏡を３Ｄにしたような」幻覚が見えた上、「世界の真理を分かったような感覚」「全てに対して寛容になれる感覚」を感じた。しかし最後は「二度と元の世界に戻れないんじゃないか」「僕は死んでいるんじゃないか」と非常な恐怖も覚えたという。その後、大学生は声を上げたり手足をばたつかせたりして暴れ、救急隊が到着したときには瞳孔を開いたまま倒れていた。

取り調べでは、アカシア茶を「当初は合法だと思っていたが、現在は法律に触れる薬物だと理解している」「もう二度と使うことはない」と述べつつ、「茶を飲んで人生観が変わった。前までは自殺したいとばかり考えていたが、今は考えなくなった」「僕以外にもアカシア茶を飲んで救われている人も少なからずいるのでは」とも供述している。

◇高等学校等のイベントでの使用を目的として注文されるクラスＴシャツ等について、納品の遅延を発生させている事業者に関する注意喚起

＜消費者庁　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030625/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_221027_0001.pdf

高等学校等のイベントでの使用を目的として注文されるクラスＴシャツ等について、納品の遅延を発生させている事業者に関する注意喚起を行いました。

詳細

令和３年５月以降、高等学校等で開催される体育祭や文化祭等のイベントでの使用を目的として、クラスＴシャツなどと呼ばれるオリジナルデザインのＴシャツ等(以下「本件クラスＴシャツ」といいます。)を注文した消費者から、注文時点では本件クラスＴシャツの使用日までに間に合うと説明されていたにもかかわらず、使用日までに納品されなかったなどといった相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、KOMATO 株式会社(以下「本件事業者」といいます。)が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(債務の履行の著しい遅延)を行っていたことを確認したため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 38 条第１項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を教育関係部局を含む都道府県及び市町村に提供し、周知します。

********** 以上 **********